大田市告示第142号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第2項の規定により、地縁による団体の認可申請があり、同条第1項の規定によりこれを認可したので、同条第10項の規定により告示する。

令和5年10月12日

大田市長 楫野 弘和

- 1. 認可した地縁による団体
 - (1)名 称 新市自治会
 - (2) 規約に定める目的
 - ア 回覧板回付等、区域内の住民相互の連絡
 - イ 美化・清掃等区域内の環境の整備
 - ウ 分別収集ステーションの建設及び維持管理
 - エ 緊急時及び災害時での相互扶助
 - オ その他本会の目的達成するため必要と認めること
 - (3)区域

本会の区域は概ね、大田市波根町1965番地2、波根町1565番地、 波根町1563番地、波根町1546番地1、波根町1473番地、波根町 1407番地、波根町1484番地で囲まれた区域とする。

- (4) 事 務 所 大田市波根町1963番地7
- (5) 代表者氏名 大野 康成
- (6) 代表者住所 大田市波根町1963番地7
- (7) 裁判所による代表者の職務執行停止の有無、並びに職務代行者選任の有無無無
- (8) 代理人の有無 無
- (9)解散の事由
 - ア 地方自治法第260条の20の規定により解散する。
 - イ 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の 承認を得なければならない。